改正 水質汚濁防止法(H23年4月1日施行)②

(ii)「事故時の措置」の対象拡大

事故時には応急措置や知事等への届出(報告)が必要です

区分	汚水の種類
特定施設	①有害物質を含む水
	②生活環境項目について排水基準超過のおそれ のある水
指定施設	有害物質又は指定物質を含む水
貯油施設等	油を含む水

指定施設: 有害物質を貯蔵※若しくは使用する施設

・指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設

指定物質:水濁法施行令第3条の3に規定されている、全52物質

※有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等の施設

(iii)事業者による水質汚濁の防止に関する責務規定の創設

具体的な措置の例:汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理等